

マイナンバーカードが

いいことがたくさん!

健康保険証として利用できるようになります

2021年3月下旬から、健康保険証の記号番号やマイナンバーカードのICチップをもとに、医療機関や薬局(※)が、加入している医療保険などをオンラインですぐに確認できる仕組みが始まります。

※ご利用できるのは、オンラインで医療保険資格を確認できるシステムを導入している医療機関・薬局となります。受診する医療機関、薬局によっては、マイナンバーカードがご利用できないこともありますので、健康保険証を必ず持参してください。

1

就職・転職・引越
をしても
健康保険証として
ずっと使える!

2

あなたが同意すれば
初めての医療機関等でも
今まで使った正確な
薬の情報や医師等と
共有できる

3

マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報
が見られる

4

マイナポータルを
通じた医療費情報の
自動入力や確定申告の
医療費控除が
カンタンに

5

限度額適用認定証が
なくても
高額医療費制度における
限度額以上の支払が
免除される



① マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、又は職員が目視で確認します。※顔写真は機器に保存されません。

② オンラインであなたの医療保険資格を確認

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用には事前に登録が必要です

マイナンバーを健康保険証として利用するためには、事前に登録が必要です。登録の申込はマイナポータルで受付しています。

申込方法は
特設ページでも
確認できます!



マイナンバー(12桁の数字)は使いません

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づくことはありません。

各届出時にご確認ください

健康保険証に 枝番が追加されました

医療機関での受診の際、資格確認をオンライン上で行う「オンライン資格確認」が令和3年3月より開始される予定となっています。これに伴い、健康保険証の記号・番号を個人単位化する必要があることから、健康保険証の記号・番号に加え、二桁の枝番が印字されることとなりました。

住所変更届提出の お願い

引っ越し等により住所が変更となった場合は、当健康保険組合への届出が必要となります。事業所を通してすみやかに手続きくださいますようお願いいたします。

被扶養者不該当の 届出についてのお願い

就職等により当健康保険組合の被扶養者ではなくなったご家族がいらっしゃる場合には、事業所を通してすみやかに手続きくださいますようお願いいたします。